

業務指示書

ガボン国水産行政アドバイザー業務

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年1月14日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 真野 修平 Mano. Shuhei@jica. go. jp

質問に対する回答： 2015年1月19日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水産行政、漁港運営、流通及び海洋土木に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／水産行政）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水産行政に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ガボン 及びアフリカでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語：フランス語 1：2

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年1月23日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
1) CAPAL運用改善に向けた自然条件及び海洋構造物調査
2) CAPAL運用改善に向けたリーブルビル市水揚浜及び流通状況調査
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(XAF1 = 0.223 円, US\$1 = 117.58 円, EUR1 = 146.87 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/水産行政

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

15.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年2月5日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ガボン国水産行政アドバイザー業務

| 評価項目 | 配点 | |
|---|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 14.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。）</small> | (60.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 総括/水産行政 | (60.00) | (24.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 24.00 | 10.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 6.00 | 2.00 |
| ウ) 語学力 | 9.00 | 4.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 12.00 | 5.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 9.00 | 3.00 |
| ②副業務主任者 | (-) | (24.00) |
| カ) 類似業務の経験 | - | 10.00 |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | 2.00 |
| ク) 語学力 | - | 4.00 |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | 5.00 |
| コ) その他学位、資格等 | - | 3.00 |
| ③体制、プレゼンテーション | () | (12.00) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | | |
| シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small> | - | 12.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 案件の背景

ガボン国は海岸線800km、排他的経済水域213,000km²の他、内陸漁業面積10,700km²を有し漁業ポテンシャルが極めて高いにも関わらず、漁獲高は2011年で年間37,000トンに留まりここ10年間減少傾向にある。ガボン国籍の産業船舶も過去15年間で激減している一方で外国船による乱開発、違法漁獲が漁業の発展を脅かしている。また、漁業資源が豊かであるにも関わらず、上述の事情から自国で持続的可能な開発がなされないため冷凍魚の輸入が増加しているなど、漁業資源が適正に管理されていない現状にある。

国家開発計画が策定した「台頭するガボン戦略計画 (Plan Stratégique Gabon Emergent)」(2011-2016)では、漁業・養殖セクターアクションプランとして、

- ① 漁業法の改定、
- ② 漁業人材育成のための教育施設創設、
- ③ 水揚、保存、加工インフラの設置、
- ④ 国内船舶の創設、
- ⑤ 国営魚工場 (SIFRIGAB) の再建、
- ⑥ 漁業権の交渉による開発資金の確保、

が挙げられており、同アクションプランに則して多くの活動が実施されている。今後の課題は、水産物輸入量の削減と輸出製品の多様化、鮮魚確保による住民の食料自給率向上、更にはガボン人漁民の育成等である。

これまでのガボン政府の水産政策は、海洋環境の保全と海洋資源の持続可能な管理を重視する「青のガボン (Gabon Blue) 政策」を進め、海面零細漁業従事者の多数を占める外国人漁民の活動に対する制限が強化されてきた。このため、海面零細漁業の振興を目的として無償資金協力「リーブルビル零細漁業支援センター建設計画」により整備された施設の活用促進に対しては、この制限が阻害要因のひとつとなっている。当該施設の活用促進に向けては、上記の政策面での取組みに加えて、当該施設を利用する漁民から安全に水揚げを行うためのハード面での環境整備が求められている。

これらの経緯から、ガボン側による海面零細漁業の持続的な振興と安全な水揚げに必要なソフト、ハード両面の施策が必要となっており、現状の課題分析を踏まえて適切な施策が講じられるよう技術的な助言が必要とされている。そのため、ガボン政府は我が国政府に対し、これまでの協力成果の定着に加え、国家政策及び開発計画に基づく水産開発の円滑な実施及びギニア湾岸地域漁業委員会 (Comité régional des pêches du Golfe de Guinée (COREP)) の再活性化を通じた当該域内の水産開発推進に対する支援を求めており、「水産行政アドバイザー (2012-2014)」に係る後任要請に至った。

2. 案件概要

(1) 上位目標：

ガボン国農業・牧畜・漁業・地方開発省水産・養殖総局の行政能力が改善・強化される。

(2) プロジェクト目標：

ガボンの現状に合った漁業・養殖政策及び行動計画が策定され、これらが効果的に実施される。

(3) 期待される成果：

- ・水産・養殖総局の能力強化が支援され、政策及び行動計画が効果的に実施される。
- ・既存協力により整備された施設を始めとする既存の水産施設の持続的な活用が促進される。
- ・水産政策及び行動計画の効果的・効率的な実施のための行政サービスが強化される。
- ・ギニア湾地域における水産セクターの課題に関し、域内の情報共有が促進され、改善が図られる。

(4) 活動の概要

- ・漁業・養殖総局長の指示のもと、水産政策及び水産行政全般に対する助言を行う。
- ・既存水産関係施設の活用状況と課題をハード及びソフトの面から確認・分析し、対応策を検討の上、ガボン側に助言するとともに、対応を促す。
- ・既存水産関係施設の活用に向けた対応策の内、取組み可能な活動の実施を支援する。
- ・漁業・養殖総局の行政サービスを分析し改善点を明らかにするとともに、漁業・養殖総局の機能化促進に協力する。
- ・カメルーン、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、サントメ・プリンシペ及びギニア湾地域漁業委員会（COREP）に対し、情報共有、既存協力のフォロー、必要に応じた技術指導等を行う。

(5) 対象地域

ガボン（拠点：リーブルビル）及び周辺国（カメルーン、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、サントメ・プリンシペ）

(6) 関係機関

農業・牧畜・漁業・地方開発省

3. 業務の目的

「ガボン国水産行政アドバイザー業務」実施に関し、これまでのガボン国に対する水産協力結果の適切な活用に向けた活動を実施し、期待される成果を発現

し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 業務実施方法

1) 業務実施及び契約期間

- ・ 本業務の実施期間は、契約開始後約 24 カ月間とする。
- ・ 本業務の実施に際しては、活動継続性を確保し、以下 3) に示すとおり現地事情や活動状況に合わせた柔軟な対応が求められるため、期分けは行わない。
- ・ コンサルタントは、対象国の状況や課題を随時確認・分析し、業務進捗状況をモニタリングの上、必要に応じ活動計画の修正を検討、JICA へて提案する。

2) 専門家チーム派遣

- ・ 本業務は、「総括/水産行政」を核として実施するが、本件で対処すべき対象地域の課題に対応するべく複数分野の短期専門家を組合せたチーム派遣の形態をとることとする。
- ・ 以下(3)に示す対ガボン国水産協力案件における課題に対応するため、供与施設のハード・ソフト両面から現状や課題を調査・分析の上、対応策検討及び一部実施が求められていることから、「漁港運営/流通」及び「海洋土木」分野の投入を想定している。本業務指示書に示された業務の実施に向け、最適と思われる専門家の派遣分野及び期間等の想定につき、プロポーザルにて提案すること。
- ・ 個別課題に対応する短期専門家の派遣については、「現況・課題調査」及び「課題対応策実施」の 2 フェーズが想定される。調査については、専門分野として対応可能であれば「総括/水産行政」による実施も可能。
- ・ 専門家チームの総括は、複数の短期専門家派遣に係る計画・実施・結果を取纏め評価の上、JICA への連絡・報告及び協議を行うこととする。

3) 課題解決に向けた柔軟な対応

- ・ 以下(2)及び(4)に示す対ガボン国水産協力案件における課題に対応するため、コンサルタントは情勢の推移や協力活動の進捗を把握し、当初の想定に拘らず JICA に対してより適切な改善提案を行うこと。提案は JICA 及びコンサルタントの間で検討の上、必要な計画変更を行うものとする。

4) 進捗確認・情報共有

- ・ 活動の計画・進捗・結果等については、適切な時期に JICA と共有・協議することとする。
- ・ 各専門家の出発・帰国の際には、JICA 農村開発部、ガボン支所それぞれにおいて打合せを行うとともに、現地ではガボン支所と 1 カ月に 1 度の進捗確認打合せを行うこととする。
- ・ 各専門家の渡航に際しては、活動計画及び進捗報告（1 カ月に 1 度）、帰国報告の書面による提出を行うこととする。

(2) ガボン国リーブルビル零細漁業支援センター（Centre d'Appui a la Peche Artisanale de Libreville (CAPAL)）の活用促進支援

我が国の無償資金協力「リーブルビル零細漁業支援センター建設計画」にて供与された CAPAL は、2011 年に完工したが、現在に至るまで十分に活用されていない状況にある。コンサルタントは、その原因を調査・分析し、早急かつ十分な CAPAL 利用に向けた対応策を検討の上、提言するとともに、先方政府の具体的な取組みを促すべく業務を行う。また、本業務内で対応可能な課題解決策については、具体的な取組みを行う。

CAPAL 未活用の理由・課題について、CAPAL を含む我が国のガボン国に対する水産協力に係る知見を持つ関係者にて検討した結果、ソフト面（政策・行政及び運用）とハード面の両面にわたる複合的な原因によるものと考えられ、具体的には以下の項目が想定されている。

<ソフト面>（政策・行政）

1) ガボン政府の水産政策

- ・ 「台頭するガボン戦略計画」及び「青のガボン政策」により、海面零細漁業から内水面養殖へシフトしようとする方向性が示されている。
- ・ CAPAL については、「台頭するガボン戦略計画」のアクションプラン、③水揚、保存、加工インフラの設置、⑤国営魚工場の再建に資する施設として、大統領や農業・牧畜・漁業・地方開発大臣の関心も高いとされているが、制度や運用方法の検討、予算や人員の措置、課題解決に向けたイニシアチブの発揮等、具体的な対応につなげていない。
- ・ ガボン国においては海面零細漁業を行う漁民の大多数が外国人であるが、現在同国政府は外国人登録や漁場管理に係る規制の厳密な適用を進めている。他方、数代前からガボンに定住している外国人漁民の多くは正式な滞在許可や操業許可を持たないため、規制の厳格化により漁業に従事することが難しくなっている。この相反する事情が結果的に海面零細漁業の停滞を招く事態に繋がっている部分がある。
- ・ 現在の水産政策は大統領府直轄で進められており、水産行政を担当する

カウンターパート機関である農業・牧畜・漁業・地方開発省もその意思決定過程に参加できず、政策に対する直接的な働きかけは困難であるが、コンサルタントは、現場レベルでの動きを促進するために必要な課題を確認・分析し、カウンターパート機関等に対し具体的な対応策の提言を行うものとする。

2) 行 政

- ・ 同国の法令では、海面零細漁民の大多数を占めている外国人漁民による河口部区域（海岸線に沿った区域を含む）における漁業活動が禁止されている。昨今、ガボン政府が法令の厳格な適用を進め、外国人漁民に対する漁業ライセンス停止等の措置を取っていることから、外国人漁民は操業を停止するか違法操業を続けなければならない状況にある。
- ・ ガボン政府は、CAPAL 利用促進及び下記4)の水産加工工場稼働問題と絡め、①外国人漁民の組織化・登録、②CAPAL での全量水揚、③水産加工会社への全量販売等を条件に、外国人漁民に対する漁業ライセンスの再発行を行っている。しかし、③については既存の仲買人の商権を侵害することから、関係者間の交渉結果、水産加工会社が CAPAL の水揚全量を購入した後、浮魚の半数を加工工場が引取り、浮魚の半数及び底魚を仲買人が買取ることとなった。
- ・ しかし、上記①の組織化・登録が進まず、承認されたライセンスの発行が大幅に遅延している状況にあり、外国人漁民による正式な漁獲再開は遅れ、CAPAL の活用促進の障害となっている。
- ・ また、CAPAL の運営については、センター長や衛生検査、漁業統計等のポストに対する適切な人材の配置が必要とされているが、人材の能力や予算等を十分に確保する必要があるものの、対応は進んでいない。
- ・ コンサルタントは、カウンターパート機関による CAPAL 運営業務の適切な実施に向け、漁港運営方法の検討やカウンターパート機関の人材能力向上等の取組みにつき検討し、具体的な方策を提案の上、実施すること。

<ソフト面> (運用)

3) 漁港運営

- ・ CAPAL 計画時には、当初リーブルビル近辺に散在する小規模水揚浜の立地や衛生状況から、これらを CAPAL に集約し既存水揚浜は閉鎖することとなっていた。しかし、その後先方政府による既存水揚浜の閉鎖は実施されず、CAPAL での水揚も義務化されていない。漁民は住居や燻製加工場に隣接する利便性の高い既存水揚浜の利用を継続している。また何カ所かの水揚浜には、市場や給油施設、小規模製氷工場が設置され、閉鎖が計画されていた水揚浜の固定化が進んでいる。
- ・ 上記の状況に加え、水産物を購入する仲買人が、アクセスが容易な既存

水揚場での取引を継続している。

- ・ コンサルタントは、CAPAL 運用に係る当初計画と現状を確認し、今後のガボン政府による CAPAL の活用促進に向けた政策的・行政的対応等や下記 4) に示す民間企業との連携を含め、ソフト面から漁港運営上の課題を確認・分析し、CAPAL の利用を促進するための具体的な対応策を検討・提案の上、実行することが求められる。なお、検討に際しては下記 5) 6) の様なハードによる対応がなされない状況、即ち現状のインフラ環境において実行可能な方策を検討することとする。

4) 民間企業（水産加工会社）との関係

- ・ ガボン政府は、リーブルビル市内の元フランス資本の水産加工（缶詰）工場を再稼働させるべく、モーリシャスの水産会社との合併会社を設立した。しかし、加工用鮮魚の調達が進まず十分に稼働していない。
- ・ かかる状況を改善するため、ガボン政府は CAPAL 利用促進対応に絡め、上記 2) のとおり CAPAL で全量水揚し、浮魚の半数を加工工場向け原料として確保することとしているが、現在のところ CAPAL への水揚は増加に至っていない。
- ・ 水産局との取決めでは、同社が CAPAL における水揚全量の購入窓口となることから、水揚統計に係る業務を自社負担で実施すること。水産加工会社としては、工場稼働に向け一刻も早く魚の調達を行いたいため、CAPAL 運用について具体的な支援を検討すること。
- ・ 今後、CAPAL の運営方法に係る具体的な検討を進める上では、効率的な水揚や船の誘導といった漁港の運用管理等、行政の補助として委託可能な業務を検討する必要性も考えられる。
- ・ コンサルタントは、CAPAL の利用促進に向けた対応策を検討するに際し、先方政府や漁民に加え、民間企業（水産加工会社）との情報交換や協議を行うことが求められる。

<ハード面>

5) 防波堤未設置

- ・ 上記無償資金協力案件実施時には先方負担による CAPAL 沖の防波堤建設が想定されていたが未履行事であり、波浪時における T 字型岸壁外側（外洋側）への木造小型漁船（ピローグ）接岸には危険が伴うとしている。
- ・ これまでの日本側との協議・交渉においてガボン政府は対応の意向を表明し、アフリカ開発銀行やリーブルビル港開発を行う民間企業の資金等を活用した対応策を検討しているが、これまでに実現しておらず、今後の明確な見通しも立っていない状況にある。
- ・ コンサルタントは、今後の日本側から先方政府に対する負担事項履行の協議・交渉について、具体的な進展に向かわせるべく調整・支援を行う。

- ・一方で、着岸が危険な波浪が生じる期間・季節は、他の水揚施設に比べ極度に多いものではなく、岸壁内側（陸側）の静穏度は比較的高いため、岸壁外側への接岸が困難な波浪時にも利用可能である場合が多い、との見解もある。コンサルタントは、漁港の海洋構造物と自然条件の関係等について、既存のデータや追加の現地確認を通して得られた情報を勘案し、技術的な見地から施設利用の促進に有効な方策の検討を行う。

6) 斜路

- ・上記3)に関連し、CAPAL での水揚後各漁村へ戻る必要がある漁船をCAPAL 内で保管し、漁民のCAPAL 利用定着を図れないかというアイデアがあるが、技術的にも運用面でも有効性が検討されたものではない。
- ・CAPAL 利用が進まない理由が、政策や行政、ハード、ソフトと多岐にわたる中、総合的な原因の調査と対応策の検討を行う事が先決であり、現在の状況でハード面での追加投入を行うことには慎重な対応が必要。
- ・コンサルタントは、上記2) 3) と合わせ、技術的及び運用面の見地から、斜路の必要性・有効性について確認・分析の上、提言を行う。
- ・なお、斜路設置に係る対応は必要に応じ先方政府が実施するものであり、本業務の範囲においては技術的な確認・分析及び提言を行うものとする。

7) 立地

- ・現状、CAPAL へのアクセスは良好な状態にない。
- ・正式なアクセス道路は、表通りから住宅街を抜け海岸地帯を何 km か進む舗装道路（車両通行可）であるが、距離が長く、住宅街と壁で隔絶された無人で街灯の無い海岸地帯であり、日出前・日没後は安全の問題からも徒歩での訪問は躊躇される状況にある。特に、CAPAL 利用者の中心である女性仲買人からその様な意見が出ている。
- ・また、同じ表通りに面した既存一般市場脇から裏を抜ける未舗装の経路は、距離が短いが雨季には通行困難となる未舗装の空地を通過するため、車輛でのアクセスが困難である。
- ・これらのアクセス改善については、市場を管理するリーブルビル市とCAPAL を管理する農業・牧畜・漁業・地方開発省の協議が必要となる。
- ・コンサルタントは、CAPAL へのアクセス改善について調査・分析を行い、具体的な対応策の提言を行う。

8) 陸上施設・資機材

- ・現状CAPAL の水揚が少ないため、製氷機、漁具倉庫、卸市場、小売市場が十分に活用されていない。コンサルタントは、上記3) 7) との関係性を総合的に勘案し、施設・資機材を適切に維持・管理し、活用するための方策を検討する。

(3) CAPAL 事後評価

2015年度第三～第四半期に、CAPAL 案件の事後評価調査の実施を予定している。コンサルタントは、活動開始当初から事後評価調査への対応として、CAPAL の課題の確認・分析、対応策の検討及び実施を行うとともに、ガボン政府の早急かつ具体的な対応を促すこととする。

また、事後評価調査実施に向けた事前準備、調査団対応、結果フォローを支援することとし、「総括/水産行政」専門家はこの時期の現地対応を必須とする。

(4) その他の対ガボン国既存協力への対応

1) ランバレネ零細漁民センター

- ・ 2005年に無償資金協力案件として完工した同施設の現状と課題を確認し、対応策について検討するとともに、ガボン政府の施設運営・維持・管理に対する助言を行い、先方政府のオーナーシップと自助努力による対応を促す。
- ・ 現在、確認されている課題は、河川堆砂による浮棧橋の変形、製氷関係施設の部品調達・メンテナンス等。

2) 内水面養殖

- ・ 開発調査「零細漁業・内水面養殖総合開発計画調査」(2007～2009年)及び「青年海外協力隊」、前任案件となる「水産行政アドバイザー」により、内水面養殖への施行的な取組みが行われてきたが、十分な成果が得られるには至っていない。
- ・ 現在ガボン政府の水産政策は内水面養殖を中心に据えており支援要請もあるが、これまでの取組み結果や同国の内水面養殖普及に係る課題を十分に確認する必要がある。
- ・ 現在のところ、ガボン国に対し新規に内水面養殖に係る支援を行う計画は無いが、コンサルタントは内水面養殖に係る現状や課題を確認・分析の上、必要に応じ同国に対する内水面養殖に係る情報提供を行う。

3) その他既存案件

- ・ その他既存協力案件についても同様に、情報収集、課題分析、対応策の検討等の必要な対応を行う。

(5) 広域対応(周辺対象国)

- ・ 本業務は、中部アフリカにおける広域対応を視野に入れたものであり、対象国であるカメルーン、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、サントメ・プリンシペに係る水産分野の情報収集、先方政府・機関等との協議・連絡・調整、研修を含む既存・新規協力案件対応を行う。
- ・ 必要に応じ、JICAと協議の上、対象国への出張を行うこととする。
JICAのアフリカにおける水産協力課題であり、中部及び西部アフリカに

において協力を行っている内水面養殖及び水産資源管理については、必要に応じ技術交換や研修等の実施支援を行う。

(6) COREP

- ・ 中部アフリカに対する水産分野支援として、各対象国との二カ国間対応に加え、広域協力の枠組みとして COREP との情報共有等を行う。
- ・ 本業務には、COREP に対する能力強化や COREP からの要請対応が含まれていたが、現時点で同委員会を直接の支援対象とすることはしない。
- ・ COREP の我が国への協力要請事項としては内水面養殖及び水産資源管理が挙げられ、JICAのアフリカ地域における水産協力課題と合致しており、必要に応じ知見の共有や技術交換、研修等の実施支援を行う。

6. 業務の内容

(1) 派遣前国内準備期間 (2015年2月下旬)

- 1) ガボン国の水産分野における政策及び行政の実施体制、主要ドナーの対応について情報収集・分析を行う。
- 2) 我が国の対ガボン国水産協力案件の内容及び課題を把握する。
- 3) 特に、CAPAL の現状及び課題について情報収集・分析を行い、対応策(案)を検討する。
- 4) 上記事前準備結果を下に業務計画書案(和文)を策定し、JICA 農村開発部あて説明を行い、コメントに従い内容を修正する。

(2) 現地派遣期間 (2015年2月下旬～2017年2月上旬)

- 1) 業務計画書案(和文)の内容をJICAガボン支所あて説明し、コメントに従い内容を修正する。
- 2) ワークプラン(和文・仏文)を策定し、JICA農村開発部、JICAガボン支所及び先方政府あて説明する。
- 3) ガボン国の水産関係政策及び実施体制を確認・分析する。
- 4) ガボン国の水産行政に係る実施体制及び機能状況を確認・分析する。
- 5) ガボン国CAPALの施設及び資機材の現況並びに運営・活用状況について、政策、行政、ハード、ソフト等の面から総合的に調査・分析を行い、具体的かつ実効的な対応策を検討し先方政府への働きかけを行うとともに、本協力案件の枠組の中で取組み可能な対応策の実施を支援する。
- 6) ガボン国CAPAL案件に係る事後評価調査に向けた事前準備、受入、実施後のフォローを行う。
- 7) 対ガボン国既存水産協力案件の現状及び課題について確認・分析を行い、具体的かつ実効的な対応策を検討し先方政府への働きかけを行うとともに、本協力案件の枠組の中で取組み可能な対応策の実施を支援する。
- 8) 広域対応として、周辺対象国及びCOREPにおける水産分野に係る情報収集、

先方政府・機関等との協議・連絡・調整、研修を含む既存・新規協力案件対応を行う。必要に応じ対象国への出張を行う（5カ国×2回程度）。

- 9) JICAが中部及び西部アフリカにおいて実施した水産協力案件との情報交換・技術交流等を実施する。具体的な活動としては、周辺対象国及びCOREPの内水面養殖関係者の、JICAがベナン国で実施した「内水面養殖普及プロジェクト」（2014年12月終了）関係者との技術交換実施を支援する。
 - 10) 中部アフリカ地域における水産協力ドナーの支援方針及び具体的な内容について情報収集・意見交換等を行い、必要に応じ連携可能性について確認・検討する。ドナー会合等に参加する。
 - 11) 中部アフリカ地域における水産関係民間企業等の活動状況に係る情報収集や連携可能性等について検討する。
 - 12) 状況に合わせて活動計画を適宜更新する。
 - 13) 月報及び専門家業務進捗報告書を作成し、JICA農村開発部、ガボン支所及び先方政府あて説明・報告する。
 - 14) 対象国における水産関係調査団派遣や政策協議等が行われる場合には、JICAからの要請に応じ参加するとともに、受入や実施に係る対応を行う。
- (3) 帰国後整理期間（2017年2月中旬）
- 1) 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA農村開発部に説明・報告する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、活動開始後約1年で「専門家業務進捗報告書」、活動終了時には「専門家業務完了報告書」とする。

| | レポート名 | 提出時期 | 部数 |
|---|-------------------------|-------------|----------------------------|
| ① | 業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく) | 契約締結後10日以内 | 和文：3部 |
| ② | ワーク・プラン | 業務開始から約3カ月後 | 和文：3部 仏文：3部 |
| ③ | 専門家業務進捗報告書 | 業務開始から約1年後 | 和文：3部 仏文：15部 CD-R：3枚 |
| ④ | 専門家業務完了報告書 | 2017年2月上旬 | 和文：3部 仏文：15部 CD-R：3枚 |

専門家業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

（2）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本件に係る業務工程は2015年2月に開始し、約24カ月後の終了を目処とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体：約 22M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/水産行政（2号）
- 2) 漁港運営/流通
- 3) 海洋土木

3. 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペースの提供

4. 閲覧資料および公開参考資料

(1) 本業務に関する以下の資料は、JICA農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム（TEL:03-5226-8437）への照会を通じて閲覧可能です。

- 1) ガボン国水産行政アドバイザー報告書（2014年）

(2) 本業務に関する以下の資料がJICAウェブサイトで公開されています。

- 1) ガボン国リーブルビル零細漁業支援センター建設計画

<http://www.jica.go.jp/oda/project/0960430/index.html>

- 2) ガボン国ランバレネ零細漁民センター整備計画

<http://www.jica.go.jp/oda/project/0411200/index.html>

- 3) ガボン国零細漁業・内水面養殖総合開発計画調査

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/0/45168095e84368df492575d10035f64d?OpenDocument>

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。

6. 広域対応

- (1) 広域対応については、適宜 JICA 農村開発部及びベナン支所と協議の上、実施する。
- (2) 上記6.(2)8)に関し、周辺対象国への出張経費については、5カ国×2回分の旅費及び一般業務費を計上すること。
- (3) 上記6.(2)9)に関し、他国案件との技術交換等を行う際には、コンサルタントは必要経費の見積及び実施に係る各種手続を行うこととし、必要な経費は別途ベナン支所経由予算執行依頼する予定(本契約には含まれない)。

7. CAPAL 運用改善対応

- (1) 以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。業務遂行上必要な現地再委託があれば、プロポーザルの中で提案すること。
 - 1) CAPAL 運用改善に向けた自然条件及び海洋構造物調査
 - 2) CAPAL 運用改善に向けたリーブルビル市水揚浜及び流通状況調査なお、同業務に必要な予算は、現地再委託の有無に関わらず別見積とする。
- (2) 現地再委託として実施する場合には、プロポーザルにおいて、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。また、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2012年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

8. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 部分払

本業務は、契約期間が約24カ月の長期に及ぶため、プロジェクト業務進捗報告書を中間成果品として、部分払を認めることとする。

以上

